

松江市 報道提供資料

令和 7 年 5 月 27 日

件名 令和 7 年度第 1 回松江市消費者教育推進地域協議会の開催

内 容

- (1) 令和 6 年度第 2 次松江市消費者教育推進計画の取組み結果について
- (2) 令和 7 年度第 2 次松江市消費者教育推進計画の取組みについて

日 時 令和 7 年 6 月 2 日(月) 10 時 00 分～11 時 00 分

場 所 島根県市町村振興センター 6 階 中会議室

【問い合わせ】

市民部 市民生活相談課消費・生活相談室 担当：錦織、稲葉 電話：0852-55-5644

様式第 1 号（第 3 条関係）

審議会等の会議開催のお知らせ

1 会議名	令和 7 年度第 1 回松江市消費者教育推進地域協議会
2 設置根拠及び設置年月日	[設置根拠] 松江市消費者教育推進地域協議会設置条例（平成 28 年 7 月 4 日 松江市条例第 44 号） [設置年月日] 平成 28 年 7 月 4 日
3 所掌事項	1 松江市における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して協議会の委員相互の情報交換及び調整を行うこと。 2 消費者教育推進計画（消費者教育の推進に関する法律第 10 条第 2 項に規定する市町村消費者教育推進計画をいう。以下同じ。）を作成し、また、変更しようとする場合において、当該消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。 3 前 2 号で掲げるもののほか、市長が消費者教育推進計画を推進する上で必要と認める事項に関して意見を述べること。
4 開催日時	令和 7 年 6 月 2 日（月）10 時 00 分～
5 開催場所	1. 島根県市町村振興センター（6 階 中会議室）
6 議題及び公開・非公開の別	主な議題 (1) 令和 6 年度第 2 次松江市消費者教育推進計画の取り組み結果について (2) 令和 7 年度第 2 次松江市消費者教育推進計画の取り組みについて 【すべて公開の予定】
7 非公開の理由	
8 傍聴手続きの方法	傍聴希望者は、会議の開催 30 分前から開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入場することができます。なお、傍聴の申込手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了いたします。
9 傍聴定員	5 名
10 問い合わせ先	市民部 市民生活相談課 消費・生活相談室 電話（0852）55－5644
11 その他	